

IV. 用語解説

用語解説

◆ カワウの生態に関する用語。複数の表現があるので注意が必要。

- ねぐら： 夜間にカワウが休息する場所のこと。カワウは基本的に集団でねぐらをとることが多いが、単独から少数でねぐらをとることもある。したがって、本文ではあえて「集団ねぐら」ではなく「ねぐら」と呼ぶ。「就峙^{しゅうじ}」または動詞で「ねぐらをとる」とした場合はカワウが夜間休息する行動を指す。
- コロニー、(集団)繁殖地、(集団)営巣地： いずれも同じものを指し、繁殖を行う場所のこと。本文では「コロニー」を使う。なお、コロニーは常にねぐらとして利用される。
- 採食、捕食、採餌、摂餌： いずれも動物が他の動物を捕まえて食べること。
- 採食地、採食場所： 採食する場所
- 採食域： ねぐら・コロニーから採食地までの行動範囲を呼ぶ。採食域に季節的移動は含まない。
- 季節的移動： カワウは季節によってねぐら・コロニーや採食地を変えることが知られており、これを季節的变化と呼ぶ。関東では夏期に沿岸に偏り冬期に内陸に広く分布するが、地方によってこの傾向は異なる。大陸の亜種の「渡り」は知られているが、国内亜種についてははっきりとしたことはわかっていない。
- 分散： 分散の原因により、二つの意味がある。
①自然状態において、特に幼鳥が出生コロニーから他のねぐらやコロニーへ移動していくこと。ただし、移動先で定着するのか、その先も移動を続けるのかといったことについては、まだ解明されていない。
②ねぐらやコロニーにおいて攪乱が起きた場合に、他のねぐらやコロニーへ移動、もしくは新規のねぐらやコロニーを形成すること。
- ペリット： 消化できない骨や鱗など、口から吐き出されたもの。

◆ 保護管理体制に関する用語。実施体制や計画は、広域連携のために階層構造をとることになるので、注意が必要。

- 広域ブロック： カワウの保護管理を進める上で連携すべき都道府県の範囲。
- 広域保護管理協議会： 各広域ブロックにおける広域保護管理指針を策定する機関。指針の策定等のため、現状の把握、目標の設定、年次事業計画の立案、役割の分担等を行う。
- 都道府県保護管理協議会： 広域保護管理協議会の指針を踏まえ、都道府県保護管理計画等を策定し、モニタリング調査結果を広域保護管理協議会にフィードバックする。
- 科学委員会： 広域保護管理協議会及び都道府県保護管理協議会に必要な応じて併設される機関。現状及びモニタリング調査等の調査結果を評価検証し、保護管理計画についての指針をまとめ、協議会に対し必要な助言を行う。構成員は、鳥類学、魚類学、河川構造学などの専門家を中心に構成する。
- 広域保護管理指針： 広域に移動するカワウの保護管理を効果的に実施するために広域連携のもと広域ブロックごとに策定されるもの。
- 特定鳥獣保護管理計画（都道府県保護管理計画）： 都道府県が鳥獣保護法に基づいて策定するもの。広域保護管理指針が存在する場合は相互に整合性が求められる。
- 年次事業計画（地域実施計画）： 広域保護管理指針及び都道府県保護管理計画を実際に運用するために必要な年次計画。上述の保護管理計画は3～5年の中長期的な見通しの上で策定されるが、カワウの場合、被害軽減対策など技術開発を並行して進める必要があるため、年次事業計画が併せて策定されることが望ましい。
- 対話・教育・参加・啓発活動： 被害軽減対策、個体群管理、生息地管理と同じく重要な事業として対話・教育・参加・啓発活動がある。この用語はラムサール条約の作業における CEPA (Communication, Education, Participation and Awareness) という語から採用した。カワウの主たる生息環境は湿地であり、カワウ問題の解決のためには湿地の持続的利用を目指したラムサール条約のガイドラインに参考となる点が多い。CEPA は、野生鳥獣や環境に関する問題に対して、様々な立場の人々が関わり解決を図っていくというプロセスとして重要な活動である。

◆ カワウの保護管理に関する用語。

- 個体群管理： カワウのねぐら・コロニーや採食地の位置、個体数の規模などを包括的に管理すること。個体数調整はこのうちの一つの方法。
- 個体数調整： 個体群管理に際し、目標個体数を決めて、カワウの捕獲等を実施すること。個体群管理のために、個体数調整をするという位置づけである。
- ドライアイス法： ドライアイスによる冷却によって卵の発生を停止させる繁殖抑制の手法の一つである。
- カラーリング： カワウの移動状況などを調査するためのプラスチック製の足輪。アルファベットや数字などが刻印されている。
- 専門的・職能的個体数調整 (professional culling)： 個体数削減効果の高い成鳥を選択的に捕獲するための、高性能空気銃 (エアライフル) を用いた戦略的かつ科学的な高効率捕獲法である。
- 専門的・職能的捕獲技術者： 専門的・職能的個体数調整の従事者のことであり、カラー (culler) と呼ぶ。
- ビニルひも張り： ねぐら・コロニーの樹木にビニルひもを張ることによって視覚や聴覚に煩わしさを与え、そして物理的障害となる、カワウが非常に嫌がる対策である。ねぐら形成初期に実施すると効果的である。

◆ 捕獲等に関する用語。よく混同されて混乱の元になる。次のように分けて使うと良い。

- 鳥獣の捕獲等： 野生の鳥獣 (鳥類又は哺乳類) を捕獲又は殺傷する行為。狩猟として行う場合や許可を得た場合等を除き、原則として禁止されている。カラーリングを装着する等、一度捕らえた鳥を放鳥する場合を含め、鳥獣保護法に基づく捕獲等の許可が必要である。
- 鳥類の卵の採取等： 野生の鳥類の卵を採取又は損傷する行為。捕獲等と同様、鳥獣保護法に基づく許可が必要である。
- 狩猟： 法定猟法により、狩猟鳥獣 (鳥類のひなは除く) の捕獲等を行うこと。狩猟期間等の制限がある他、狩猟を行うには狩猟免許や狩猟者登録を受ける必要がある。なお、カワウは平成 19 年より狩猟鳥となっている。

追い払い：	被害を受けている場所からカワウを遠ざけること。採食地で実施する場合と、ねぐら・コロニーで実施する場合では目的や方法、得られる成果などが全く異なる。ねぐら・コロニーで実施する場合には、「追い出し」という表現を使って使い分けることもある。
攪乱：	既存の生態系やその一部を掻き乱すこと、または、掻き乱すような外部的要因。例えば、カワウのねぐらやコロニーに人が立ち入り就峙や繁殖などカワウの本来の生態を妨げること。
繁殖抑制：	カワウの卵を擬卵に置き換え、もしくはドライアイスやオイルなどによって殺した卵を親に抱き続けさせることにより、繁殖を妨害すること。鳥獣保護法に基づく許可が必要である。
分布管理：	個体群管理の方策の一つ。ねぐらやコロニーの位置と箇所数を調整することで、被害の軽減や地域全体の管理をし易くする。

◆ 調査に関する用語。次の2段階に分かれるが、内容としては重複する部分が多い。

現状把握：	特定計画策定のために必要な現地調査や既存の文献調査などを行うこと。
モニタリング(調査)：	特定計画策定後、実施事業の成果を評価検討するために継続して行う調査。

執筆関係者・関係機関一覧 (50 音順)

井口恵一朗	(長崎大学)
石田朗	(愛知県森林・林業技術センター)
加藤ななえ	(バードリサーチ)
亀田佳代子	(滋賀県立琵琶湖博物館)
須川恒	(龍谷大学)
須藤明子	(イーグレット・オフィス)
高木憲太郎	(バードリサーチ)
坪井潤一	(水産総合研究センター 増養殖研究所)
長谷川理	(エコ・ネットワーク)
羽山伸一	(日本獣医生命科学大学)
藤岡正博	(筑波大学)
箕輪義隆	(日本鳥類保護連盟)
山本麻希	(長岡技術科学大学)

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

特定鳥獣保護管理計画作成のための ガイドライン及び保護管理の手引き(カワウ編)

2013年(平成25年)10月

発行者： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

業務請負者： 一般財団法人自然環境研究センター

共同事業実施者： 特定非営利活動法人バードリサーチ

(平成25年度特定鳥獣に係る保護管理施策推進のための対応等調査・検討業務)